

(法22条の3, 規30条の3)

平成 年(少)第 号

付添人選任に関する通知及び照会

少年

どの殿

保護事件名

あなたの事件では、慎重に手続を進めるため、弁護士である付添人がいなければ
審判できません。

あなたやあなたの家族が弁護士である付添人を選任しないときは、裁判所が
士である付添人を選任します。

そこで、同封した回答書に答えを書いて、 月 日までに 家庭裁判所に
届くように送ってください。

注意 (1) あなたやあなたの家族が弁護士である付添人を選任したときには、 月 日
に 家庭裁判所に付添人選任届を提出してください。この日までに選任届
が提出されない場合は、裁判所が弁護士である付添人を選任することがありま
す。

(2) 裁判所が弁護士である付添人を選任したときに、付添人にかかった交通費など
のお金を、あなたやあなたの家族に支払ってもらうことがあります。

平成 年 月 日

家庭裁判所

電話

(担当者)

内線 番